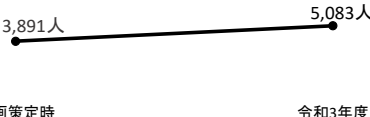
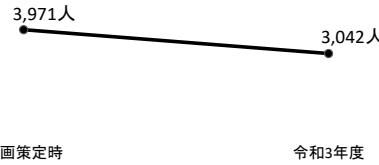
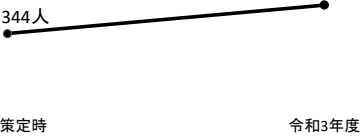


第3次広島市環境基本計画に掲げる主な指標等の状況等一覧

- 実績は、令和3年度のものである。令和3年度実績が把握できない指標については、直近で判明している数値を〔 〕内に記載している。
- 計画策定時の数値と比較し、目指すべき方向に向かっている指標は矢印を赤で、向かっていない指標は青で、数値を把握できない指標はグレーで示している。直近の数値が本計画の計画期間（令和3年度から令和7年度）より前の場合は、数値を把握できない指標とした。

区分		項目番号	計画策定時		令和３年度実績値	目指すべき方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策	
			基準年度	数値						
「第１節 豊かな自然環境の保全」に関して参考となる主な指標等										
1 健全な水環境の確保	カキ（殻付き）養殖生産量	1	平成30年	21,804t	〔 21,804t (平成30年) 〕	維持	-	〔「評価なし」の理由〕 ・令和元年以降については、市町村別データの公表がないため、かき養殖生産量が不明である。	・かき養殖業の振興 ・広島かき採苗安定強化事業	
	森林面積	2		60,337ha	〔 60,337ha (平成30年) 〕	維持	-	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は令和５年に行われる予定（調査は５年ごと）であるため。		
2 緑の保全	間伐面積	3	令和元年度	277ha	304.24ha	増加		・手入れが不十分で整備が必要な人工林を対象に、間伐を実施するために必要な経費に対する助成を行う人工林健全化推進事業などを行った。 今後とも間伐等の人工林の適切な管理について、林業事業者及び地元自伐林業団体と連携して推進する。	・人工林健全化推進事業 ・森林造成事業 ・森林機能保全間伐対策事業	
	林業従事者数	4	平成27年	230人	〔 233人 (令和2年) 〕	増加	-	〔「評価なし」の理由〕 ・次回の調査は令和７年に行われる予定（調査は５年ごと）であるため。	・中山間地域自伐林業支援事業 ・半林半×移住者支援事業	
	森林ボランティアの活動者数	5	令和元年度	3,891人	5,083人	増加		・森林に関する知識や林業技術習得のための講習会を開催し、安全かつ適切な森林整備活動及び市民参加の森林づくりを継続的に展開していくための先導的役割を果たすボランティアの育成やボランティア活動に対する助成を行い、森林ボランティア活動を推進している。 今後ともパンフレットやチラシなど効果的な広報により事業の周知を行うとともに、育成したボランティアに対し情報発信を行い、活動機会を提供する。	・森林・林業体験活動支援事業 ・市民協働森づくり支援事業 ・市民参加の森林づくり事業	
	経営耕地面積	6	平成27年	1,721ha	1,453ha	維持		〔要因〕 ・農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加、都市化の進展による農地転用の増加等に伴い減少した。 〔取組〕 ・農業委員会や農地中間管理機構（農用地等を預かり、農業の担い手に貸し付ける仲介を行う団体。都道府県ごとに設置されている。）と連携を図りながら、新規就農者等への農地集積の促進を行っている。	・新規就農者等への農地集積の促進	
	耕作放棄地面積	7		492ha	〔 492ha (平成27年) 〕	減少	-	〔「評価なし」の理由〕 ・令和２年の農林業センサスから耕作放棄地の項目が削除されたことから、評価することができなくなったため。 〔取組〕 ・中山間地域等の農用地が耕作放棄地とならないよう、中山間地域等の農用地に係る所得補償に取り組んでいる。 〔参考〕 ・農林業センサスの耕作放棄地面積とは、調査方法が異なるため比較はできないが、農林水産省が実施している「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」によると荒廃農地面積※は以下のとおりである。 【荒廃農地面積】令和３年度数値 ８６２ha ※「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」をいう。	・中山間地域等の農用地に係る所得補償	
	農業従事者数（販売農家）	8		3,971人	3,042人	維持		〔要因〕 ・全国と同様に本市においても農業従事者は高齢化により減少しており、本市で育成した新規就農者数を高齢化に伴う離農者数が上回ったため。 〔取組〕 ・“ひろしま活力農業”経営者育成事業（栽培・経営技術等の研修及び経営初期の支援を行い、若い活力ある農業経営者を育成する事業）や、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業（定年退職後等に就農を希望する農地を持たない市民を対象に、１年間の栽培・経営技術等の研修及び農地のあっせんなどの支援を行い、生産販売農家として育成する事業）、ふるさと帰農支援事業（農家出身者で定年退職後に帰農を目指す市民を対象に、１年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成する事業）及び“チャレンジ”女性農業者育成事業（市内の農家女性を対象に、野菜や花・農産物加工など、１年間の栽培・経営技術等の研修を行い、生産販売農家として育成する事業）などにより、農業従事者数の増加に取り組んでいる。	・“ひろしま活力農業”経営者育成事業 ・「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業 ・ふるさと帰農支援事業 ・“チャレンジ”女性農業者育成事業	
	新規就農者の育成人数	9		令和元年度	344人	481人	増加		〔要因〕 ・“ひろしま活力農業”経営者育成事業や、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業、ふるさと帰農支援事業及び“チャレンジ”女性農業者育成事業などの各種育成事業の成果が表れたため。	・“ひろしま活力農業”経営者育成事業 ・「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業 ・ふるさと帰農支援事業 ・“チャレンジ”女性農業者育成事業

区分		項目番号	計画策定時		令和3年度実績値	目指すべき方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策
			基準年度	数値					
3 生物の多様性の確保	絶滅のおそれのあるもの	10	平成18年	269種	(269種 (平成18年))	減少 (絶滅のおそれがなくなる)	—	・調査未実施のため、把握できない。	・環境影響評価制度の運用
	環境指標種	11		49種	—	—	—	・調査未実施のため、把握できない。	・環境影響評価制度の運用
	イノシシ等による農林業等に係る被害額	12	令和元年度	4,482万円	4,556万円	減少	4,482万円 4,556万円 計画策定時 令和3年度	〔要因〕 ・駆除等によりシカの被害は減少したが、イノシシやサル被害が増加し、全体の被害は微増となった。 〔取組〕 ・引き続き、防除・駆除・環境整備の推進により、被害低減に努める。	・野生鳥獣による被害への対策 ・鳥獣被害防止のための森林整備の推進
4 自然との触れ合いの推進	自然との触れ合い施設等の利用者数（合計）	13		1,032,415人	662,002人	増加	1,032,415人 662,002人 計画策定時 令和3年度	〔要因〕 ・新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等の自粛及び臨時休園期間があったことから、利用者数が減少した。 「自然との触れ合い施設」とは森林公園、安佐動物公園、植物公園、花みどり公園、青少年野外活動センター、こども村、少年自然の家・グリーンスポーツセンターをいう。	・植物公園自然体験活動 ・森林公園自然体験活動推進事業
	自然との触れ合い事業の参加者数（合計）	14		26,560人	13,280人	増加	26,560人 13,280人 計画策定時 令和3年度	・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響（外出自粛、臨時休園など） 「自然との触れ合い事業」とは、森林公園自然体験活動推進事業、里山あーと村、安佐動物公園動物とのふれあい事業、植物公園自然体験活動、太田川流域振興交流会議、広島地球ウォッチングクラブ、子どもの自然体験事業をいう。	・太田川流域振興交流会議における自然環境保全に関する事業 ・広島地球ウォッチングクラブの運営

区分		項目番号	計画策定時		令和３年度実績値	目指すべき方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策
			基準年度	数値					
「第２節　自然と調和した快適な都市環境の創造」に関して参考となる主な指標等									
１ 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進	河岸緑地の整備済延長	15	令和元年度末	26.9km	27.6km	増加	26.9km 計画策定時 27.6km 令和3年度	〔要因〕 ・予算を確保でき、河岸緑地を整備できた。 〔参考〕 ・河岸緑地は、水辺と緑地の連続性の確保などにより、都市に潤いを与える貴重なオープンスペースであり、地域の特性を生かした「水の都ひろしま」にふさわしい空間を整備するため、国及び県が実施する高潮対策事業と調整を図りながら、整備を進めている。	・河岸緑地の整備
	市街化区域における緑の面積の割合	16		21.5%	21.5%	維持	21.5% 計画策定時 21.5% 令和3年度	〔要因〕 ・市民やNPO、企業等と協同して潤いのある緑のまちづくりを推進できた。	・花と緑の広島づくりネットワークの展開 ・緑化推進制度の実施
	公園緑地面積	17		986.6ha	994.5ha	増加	986.6ha 計画策定時 994.5ha 令和3年度	〔要因〕 ・開発行為（帰属）や施設整備による区域変更により、公園緑地面積が増えた。 〔参考〕 ・広島市みどりの基本計画において目標としている令和12年度の公園緑地面積1,000haを目指して、整備を推進している。	・公園緑地の整備
	中山間地・島しょ部（山村振興法及び離島振興法の指定地域並びに農業地域類型における中山間農業地域）の人口減少率	18	平成30年度	0.8%/年 (85,404人)	4%/年 (81,958人)	維持 (適減)	0.8%/年 計画策定時 4.0%/年 令和3年度	・2019年度から2021年度にかけての自然減の状況を見ると、死亡者数が3,057人であるのに対し、出生数が1,141人と1,916人の減少となっており、同期間の社会減の状況を見ると、転入者数が4,081人であるのに対し、転出者数5,117人と1,036人の転出超過となっている。また、転入数が近年増加傾向だった外国人が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて2021年度は228人減少した。	
２ 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出	建築物等景観協議・届出累計件数	19	令和元年度末	14,004件	14,985件	増加	14,004件 計画策定時 14,985件 令和3年度	・市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示した広島市景観計画（平成26年7月策定）等に基づき、届出制度等の運用を適正に行うことができた。	広島市景観計画等による景観誘導
	クリーンボランティア参加者数	20	令和元年度	113,278人	47,140人	増加	113,278人 計画策定時 47,140人 令和3年度	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動を自粛する団体が多かったため。	
	不法投棄件数	21		85件	52件	減少	85件 計画策定時 52件 令和3年度	・不法投棄防止パトロールの実施や不法投棄防止看板の設置などの対策を継続して行ったことに加え、平成３０年度からは地域との協働による不法投棄されない環境づくりに取り組んでいる。	・地域との協働による不法投棄防止対策 ・不法投棄防止パトロールの実施 ・不法投棄防止看板の設置
３ 環境への負荷の少ない交通体系等の整備	公共交通機関全体の利用者数	22	平成30年度	59.9万人/日	44.8万人/日	増加	59.5万人/日 計画策定時 44.8万人/日 令和3年度	〔要因〕 ・新型コロナウイルス感染症の影響（外出自粛、休業要請等）により、移動需要が減少したため。	・地域公共交通利便増進実施計画の策定 ・路面電車LRT化の推進 ・JR可部線の輸送改善の推進 ・交通結節点における乗換利便性の向上 ・マイカー乗るまァデーの推進 ・パーク＆ライドの推進 ・新交通西風新都線整備の推進 ・低公害バス車両購入費補助
	次世代自動車の登録台数割合	23		20.6%	26.5%	増加	20.6% 計画策定時 26.5% 令和3年度	・燃費の向上を始めとする次世代自動車該当車の性能向上や、該当車種の拡大等により、登録割合が増加したため。 〔参考〕 ・次世代自動車とは、窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染の排出が少ない若しくは大気汚染物質を全く排出しない又は燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。	・自動車環境管理制度の運用 ・公用車への低公害車の導入
	自転車走行空間整備済路線の延長	24		6.7km	14km	増加	6.7km 計画策定時 14.0km 令和3年度	〔要因〕 ・広島市自転車走行空間整備方針に基づき、自転車走行空間の整備を行った。	・自転車走行空間整備
４ ま保ちづくりに関する配環境の	避難誘導アプリダウンロード数	25	令和２年度	34,635件	55,451件	増加	34,635件 計画策定時 55,451件 令和3年度	・令和2年6月にアプリの運用を開始した後、広報誌やテレビ広報番組、Twitter等のSNSを通じて周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症により制限がある中でも地域で開催される各種イベント等で直接市民に対してアプリのダウンロード促進を促す取り組みを行った。	・防災まちづくり事業（避難誘導アプリ「避難所へGo!」の運用） ・防災思想の普及啓発

区分	項目番号	計画策定時		令和3年度実績値	目指すべき方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策
		基準年度	数値					
「第3節 健全で快適な生活環境の保全」に関して参考となる主な指標等								
1 大気環境の保全	二酸化硫黄	26	令和元年度	100% (4/4局)	100% (4/4局)	維持	100% 計画策定時 令和3年度 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・二酸化硫黄は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。 ・大気の汚染の状況を、市内に設置した4局の一般環境大気測定局で常時監視するとともに、公表した。	・大気汚染の状況の監視 ・大気汚染の防止に関する工場・事業場への立入検査等
	二酸化窒素	27		100% (11/11局)	100% (11/11局)	維持	100% 計画策定時 令和3年度 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。 ・大気の汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。	・大気汚染の状況の監視 ・大気汚染の防止に関する工場・事業場への立入検査等
	一酸化炭素	28		100% (2/2局)	100% (2/2局)	維持	100% 計画策定時 令和3年度 ・ステッカー配布などのアイドリング・ストップの啓発活動を行うこと等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。 ・大気の汚染の状況を、市内に設置した2局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。	・大気汚染の状況の監視 ・アイドリングストップ運動の推進
	浮遊粒子状物質	29		100% (11/11局)	100% (11/11局)	維持	100% 計画策定時 令和3年度 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・浮遊粒子状物質は、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や器官等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。 ・大気の汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。	・大気汚染の状況の監視 ・大気汚染の防止に関する工場・事業場への立入検査等
	PM2.5 (微小粒子状物質)	30		100% (11/11局)	100% (11/11局)	維持	100% 計画策定時 令和3年度 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・PM2.5（微小粒子状物質）は、粒径が2.5μm以下と小さな粒子であるため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。 ・大気の汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局及び4局の自動車排出ガス測定局で常時監視するとともに、公表した。	・大気汚染の状況の監視
	光化学オキシダント	31			0% (0/7局)	0% (0/7局)	増加	0% 計画策定時 令和3年度 ・主な原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出削減対策が進められているものの、既存の排出削減対策では環境基準の達成は全国的に厳しい状況である。光化学オキシダントの生成機構は複雑であることから、効果的な追加対策の検討が環境省において進められているところである。 〔対策〕 ・主な原因物質の発生源となる工場・事業場への立入検査、大気汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図ること等により、引き続き、光化学オキシダントの発生抑制に努めていく。 〔参考〕 ・光化学オキシダントは、いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。 ・大気の汚染の状況を、市内に設置した7局の一般環境大気測定局で常時監視するとともに、公表した。

区分		項目 番号	計画策定時		令和3年度 実績値	目指すべき 方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策
			基準年度	数値					
2 水環境・土壌環境の保全	汚水処理人口普及率	32	令和元年度末	96.8%	97.1%	増加		〔要因〕 ・公共下水道の整備の促進により、処理開始区域が増加した。 〔参考〕 ・汚水処理人口普及率は、汚水処理区域人口（公共下水道、農業集落排水処理施設、市営浄化槽を利用している人口の総和）÷行政区域人口で求められ、令和3年度は、汚水処理人口1,151,410人÷行政人口1,186,408人≒97.1%となっている。	・汚水処理施設の整備等
	人の健康の保護に関する項目（河川）	33	令和元年度	100% (27/27地点)	100% (27/27地点)	維持		〔要因〕 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚濁物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排水基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・市内の河川27地点で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等
	人の健康の保護に関する項目（海域）	34		100% (8/8地点)	100% (8/8地点)	維持		〔要因〕 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚濁物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排水基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・市内の海域8地点で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等
	生活環境の保全に関する項目（河川のBOD）	35		100% (20/20水域)	100% (20/20水域)	維持		〔要因〕 ・排出源である工場・事業場への立入検査、汚濁物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排水基準の遵守の徹底を図ること等により、環境基準の維持に努めた。 〔参考〕 ・BOD（生物化学的酸素要求量）とは、バクテリアが一定時間内に水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する河川の代表的な水質指標として用いられる。値が大きいほど、汚濁度が高いことを示す。 ・市内の河川20水域で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等
	生活環境の保全に関する項目（海域のCOD）	36		0% (0/4水域)	0% (0/4水域)	増加		〔要因〕 ・生活排水や工場排水の影響により、環境基準以下に抑えることができなかった。 〔対策〕 ・COD及びCODの増加に寄与する窒素とリンの削減を、引き続き工場・事業場に指導していく。 〔参考〕 ・COD（化学的酸素要求量）とは、酸化剤により水中の有機物を酸化・分解するのに必要な酸素の量であり、有機汚濁に関する海域の代表的な水質指標として用いられる。値が大きいほど、汚濁度が高いことを示す。 ・市内の海域4水域で水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、公表した。	・水質汚濁等の状況の監視 ・水質汚濁の防止に関する工場・事業場への立入検査等
3 有害化学物質対策の推進	ダイオキシン類	37	令和元年度	100% (29/29地点)	100% (30/30地点)	維持		〔要因〕 ・排ガス等のダイオキシン類について、設置者から提出された自主測定の結果を基に、工場・事業場への立ち入り検査を行い、排出基準の遵守を図ると共に指導を行った。 〔参考〕 ・ダイオキシン類の大気・水質・底質・地下水及び土壌の環境調査を実施し、調査結果を公表した。	・ダイオキシン類の濃度の監視
	有害大気汚染物質	38		100% (4/4地点)	100% (5/5地点)	維持		・有害大気汚染物質を使用する特定事業場に対して、適正な管理を指導している。 〔参考〕 ・有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期間の暴露により人の健康に影響を及ぼすおそれの高い物質であり、当指標においては、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンをいう。 ・市内5地点で有害大気汚染物質による大気汚染の状況を常時監視するとともに、公表した。	・有害大気汚染物質による汚染の状況の監視

区分		項目番号	計画策定時		令和3年度実績値	目指すべき方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策
			基準年度	数値					
4 騒音・振動の防止	自動車騒音	39	令和元年度	96% (約14万3千/ 約14万9千戸)	93% (約15万/ 約16万1千戸)	増加	計画策定時 96% 令和3年度 93%	・騒音に係る環境基準が達成されていない地点については、道路管理者等に騒音対策の実施への配慮を求めている。 〔参考〕 ・市内28地点で自動車騒音の状況を測定し、その結果を基に幹線道路沿いの住民ごとに評価し、公表した。	・自動車騒音の環境基準達成状況の監視
	鉄道騒音（新幹線）	40		75% (9/12地点)	75% (9/12地点)	増加	計画策定時 75% 令和3年度 75%	・騒音に係る環境基準が達成されていない地点については、鉄道事業者等に騒音対策の実施への配慮を求めている。 〔参考〕 ・市内3か所12地点で鉄道騒音の状況を測定するとともに、公表した。	・新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況の監視
5 ゼロエミッションシティ広島 の推進	1人1日当たりのごみ排出量（ごみ総排出量）	41		853 g/人日 (373,213 t/年)	826 g/人日 (358,794 t/年)	減少	計画策定時 853g/人日 令和3年度 826g/人日	・新型コロナウイルス感染症による事業活動縮小に伴い、事業ごみの排出量が大きく減少した。	・広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進
	産業廃棄物最終処分量	42	平成30年度	9.3万 t/年	9.3万 t/年 (平成30年度)	減少	-	・調査の頻度が5年に一度であるため（次回は令和6年度に令和5年度実績を調査する予定）	・広島市産業廃棄物処理指導計画の推進
6 プラスチックごみ対策の推進	容器包装プラスチック・ペットボトルの資源化率	43	令和元年度	77.8%	79.0%	増加	計画策定時 77.8% 令和3年度 79.0%	・ペットボトルの正しい分別についての市民への周知に加え、障害者を雇用し、残渣となっていたペットボトルを資源化する取組などにより、リサイクル率が増加した。	

区分			項目番号	計画策定時		令和3年度実績値	目指すべき方向	実績値の推移	要因等	関連事業 関連施策	
				基準年度	数値						
「第4節 地球環境の保全への貢献」に関して参考となる主な指標等											
1 地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進	温室効果ガス排出量		44	平成29年度	821.4万t-CO ₂	687.7万t-CO2 (令和2年度速報値)	減少	-	〔「評価無し」の理由〕 ・令和3年度の数値の算定に必要なデータが現時点で未発表であるため。 〔参考〕 ・令和元年度実績（確定値）は726.3万t-CO2、令和2年度実績（速報値）は687.7万t-CO2であり、主に温室効果ガス全体の半分以上を占める民生・家庭部門及び民生・業務部門の排出量が減少したことにより、全体の排出量が減少した。 ・事業活動環境配慮制度とは、一定規模以上の事業者を対象に、温室効果ガスの削減目標や排出抑制対策を内容とする事業活動環境計画書および事業活動環境報告書の作成、提出及び公表を義務付け、市においてその概要を公表するとともに、取り組み内容を評価する制度である。 ・低炭素集合住宅建築補助とは、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、市長から低炭素建築物新築等計画の認定を受けた集合住宅を建築し、販売する事業者（建築主）に対し、補助を行う制度である。	・事業活動環境配慮制度の運用 ・低炭素集合住宅建築補助	
	エネルギー使用量（原油換算）		45		289.6万kℓ	270.0万kℓ (令和2年度速報値)	減少	-	〔「評価無し」の理由〕 ・令和3年度の数値の算定に必要なデータが現時点で未発表であるため。 〔参考〕 ・令和元年度実績（確定値）は278.0万kℓ、令和2年度実績（速報値）は270.0万kℓであり、すべての部門（産業、民生、運輸）でエネルギー使用量が減少した。	・事業活動環境配慮制度の運用 ・低炭素集合住宅建築補助	
	中国電力株式会社のCO ₂ 実排出係数		46	平成30年度	0.618kg-CO ₂ /kWh	0.534kg-CO2/kwh	減少	0.618kg-CO2/kWh 計画策定時 0.534kg-CO2/kWh 令和3年度	・火力発電の高効率化、水力・太陽光・風力等の再生可能エネルギーの利用拡大・普及促進等の理由により、CO2実排出係数は減少した。 〔参考〕 ・エネルギー環境配慮制度とは、本市の区域内に電気を供給する小売電気事業者を対象に、再生可能エネルギーの導入割合等の目標などを内容としたエネルギー環境計画書及びエネルギー環境報告書の作成、提出及び公表を義務付け、市においてその概要を公表する制度である。	・エネルギー環境配慮制度の運用	
	救急搬送熱中症患者数		47		509人	361人	減少	509人 計画策定時 361人 令和3年度	〔参考〕 ・熱中症患者の集計は、総務省消防庁からの依頼に基づき、「医療機関に救急搬送した熱中症又はその疑いのある傷病者の人員」を対象に集計している。		
	浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率		48		約45%	約47%	増加	45% 計画策定時 47% 令和3年度	〔要因〕 ・下水道法に定められた事業計画などに基づき、雨水幹線などの浸水対策施設の整備を行った。 〔参考〕 ・浸水常襲地区とは、中心市街地において深刻な浸水被害が発生している地区約2,000haであり、雨水幹線の整備対象となっている地域（約2,800ha）の一部である。 ・床上・床下浸水解消率とは、浸水常襲地区のうち、浸水対策施設の整備により床上・床下浸水が解消された地域の面積の割合をいう。	・下水道による浸水対策	
2 オゾン層の保護	大気中のフロン濃度	CFC11	49	令和元年度	0.24ppb	0.23ppb	減少	0.24ppb 計画策定時 0.23ppb 令和3年度	〔参考〕 ・大気環境中のフロンの状況を把握するため、平成3年度から大気中のフロン濃度の調査を行っている。	・フロン類の濃度の調査 ・フロン類の管理の適正化の推進	
		CFC12	50		0.52ppb	0.51ppb	減少	0.52ppb 計画策定時 0.51ppb 令和3年度			
		CFC113	51		0.065ppb	0.067ppb	減少	0.065ppb 計画策定時 0.067ppb 令和3年度			
3 酸性雨の防止	雨水の水素イオン濃度指数（pH）平均値		52		4.57	4.87 上昇 (酸性化の緩和)		4.57 計画策定時 4.87 令和3年度	・酸性雨の原因である硫酸酸化物や窒素酸化物の排出抑制のための取組を進めるため、排出源である工場・事業場への汚染物質排出量の調査等を行い、工場・事業場の排出基準の遵守の徹底を図った結果、計画策定時に比べて上昇した。	・酸性雨の状況の調査	